

内部統制システムの整備に関する基本方針

制定	2006年 5月26日	改定	2017年 4月 1日
改定	2007年 3月30日	〃	2018年10月 1日
〃	2007年11月 1日	〃	2025年 1月 1日
〃	2009年10月 1日		
〃	2015年 5月26日		
〃	2016年 6月23日		

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行および当行グループ会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備する。

第1条 （当行および当行グループ会社の取締役および職員等（以下、「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

1. 当行の取締役会は、当行および当行グループ会社の役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「コンプライアンス基本方針」および法令等遵守に関する規程等を制定する。
2. 当行の取締役会は、法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、年度毎に「グループコンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理する。加えて、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下に「コンプライアンス委員会」を設置する。
3. 当行の経営会議は、法令等遵守の全社横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役会に報告する。
4. 当行は、法令等遵守に関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、当行コンプライアンス統括部担当役員をコンプライアンス統括責任者とするほか、各店舗にコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、要領・マニュアルの策定および研修を実施する。
5. 当行の取締役は、法令または定款に違反する重要な事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
6. 当行および当行グループ会社の全ての役職員等は、「内部通報制度」の活用等により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。なお、当行の取締役会は、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
7. 当行の内部監査部署である監査部は、当行および当行グループ会社各部における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

第2条 （当行取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制）

1. 当行取締役の職務の執行に係る情報・文書は、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

2. 当行の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の議事録は、法令及び各社内規程等に基づき作成し、適切に保存・管理する。

第3条 （損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

1. 当行の取締役会は、「リスク管理方針」を制定し、当行および当行グループ会社のリスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。加えて、リスク毎の委員会を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。また、各種リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
2. 当行のリスク統括部は、当行の各担当部が所管する当行および当行グループ会社における各種リスクを統括して管理を行うとともに、その結果について取締役会へ報告する。
3. 当行の監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
4. 不測の事態が発生した場合には、危機管理対策本部を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

第4条 （当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

1. 当行の取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる「中期経営計画」を策定するとともに、事業年度毎の「経営計画」を策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
2. 当行の取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
3. 当行の取締役会は、「取締役会規程」に定める一定事項の決定等について、経営会議または取締役頭取へ委任することができる。取締役頭取は、委任された事項の執行状況を取締役会へ報告する。
4. 当行の取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

第5条 （当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

1. 当行および当行グループ会社は、持株会社が掲げるグループの経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、当行グループ一体となった経営を行う。グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの整備を目的に、グループ会社の管理に関する規程を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
2. 当行は、当行グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
3. 当行および当行グループ会社は、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当行および当行グループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

4. 当行および当行グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。内部通報制度による場合は、定められた通報先へ報告する。なお、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
5. 当行の監査部は、当行および当行グループ会社の業務執行状況について業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

第6条 （当行の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項）

1. 当行は、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員（補助者）を配置することにより、監査等委員会の監査等の実効性を確保する。
2. 当行の監査等委員会補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。

第7条 （当行および当行グループ会社の役職員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制）

1. 当行および当行グループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
2. 当行および当行グループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等について、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
3. 当行の監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求めるほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認するものとする。
4. 当行は、当行の内部監査部門から当行の監査等委員会に当行および当行グループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

第8条 （当行監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項）

1. 当行は、監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第三百九十九条の二第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

第9条 （その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

1. 当行は、監査等委員会が代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換を行うなど連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
2. 当行は、監査等委員会が会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

第10条（所管・改廃）

本方針は総合企画部が所管し、改廃は取締役会の決議による。

以上